

**「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（抜粋）**  
**（平成20年8月1日：地方分権改革推進委員会）**

1 基本的考え方

(1) 国の出先機関の見直しの必要性

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。国の出先機関が担っている事務・権限は多種多様であるが、これらは地理的な管轄区域を限った現地機関で実施しており、その意味で、現地性が高く、住民に身近なものが多い。地域における総合的な行政主体である地方自治体との関係で「二重行政」ではないかとの厳しい指摘が向けられるゆえんもここにある。このため、地方分権改革の中で、国の出先機関の見直しについて検討することは極めて重要である。（後略）

(2) (略)

(3) 「中間報告」の位置付けと今後の検討の進め方

(「中間報告」の位置付け)

この「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（以下「中間報告」という。）は、第1次勧告で示した国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方を具体化し、あわせて、国の出先機関の組織の見直しに関する基本的考え方とその検討の方向や、それに伴う人員及び財源の取扱いの基本的考え方を提示するものである。

これにより、本年末に予定している「第2次勧告」に向けて、国の出先機関の見直しの基本的な考え方及び今後の進め方を委員会として明らかにする。政府決定である第1次要綱では、関係各府省が「委員会の調査審議に挙げて協力する」ことを閣僚間で確認していることから、これに対応し、委員会として今後の調査審議方針をあらかじめ明らかにするものである。

（後略）

2 事務・権限の仕分け

今後、国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討を行うため、第1次勧告で示した事務・権限の仕分けの考え方を以下のとおり具体化するとともに、あわせて事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置について検討する。

(1) 事務・権限の仕分けの考え方の具体化

～ (略)

多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向

）～ ）（略）

）統計調査の実施に関する事務

指定統計を含む国の統計調査は、法定受託事務として地方自治体により実施されているものが多いという実態がある。現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施事務（注）については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等により業務のスリム化を進めるとともに、出先機関を経由せずに本省で直接対応することによる効率化も含めて検討すべきである。また、国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も検討すべきである。

（注）現在、内閣府の統計委員会において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定等に向けた審議が進められているところであり、その審議状況を注視する。

（後略）